

○ 内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、令第二号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 金田 勝年

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改 正 後

(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)

第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

〔一〇六 略〕
七 令第七条第一項第一号ツに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガ斯小売事業者若しくは同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に支払われるものに限る。）の支払に係るもの

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二十四条

改 正 前

(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)

第四条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕
七 〔イ・ロ 同上〕

ハ 電気、ガス又は水道水の料金（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者若しくは同項第九号に規定する一般送配電事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者、同条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。）の支払に係るもの

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学会員料、授業料

条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他の

これらに類するものの支払に係るもの

〔ホ・ヘ 略〕

〔八〇十三 略〕

〔2・3 略〕

附 則

〔条を削る。〕

その他これらに類するものの支払に係るもの

条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他の

これらに類するものの支払に係るもの

〔ホ・ヘ 同上〕

〔八〇十三 同上〕

〔2・3 同上〕

附 則

（平成二十八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条 その取引が平成二十八年熊本地震に係る寄附のために行われるものである場合における第四条第一項第七号の規定の適用について

〔ヘ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであつて、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）〕

〔ヘ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであつて、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客

等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）とあるのは、

ト 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、平成二十八年熊本地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

とする。

2 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であって、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

備考　表中の「」の記載は注記である。

附
則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。